

舞鶴市要介護認定事務支援 AI システム導入業務に係る

公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

舞鶴市要介護認定事務支援 AI システム導入業務は、高齢化率の上昇に伴い年々増加する要介護認定申請に対応するため、現在目視で行っている基本調査票と特記事項の整合性チェック業務に AI 技術を活用し資料作成を効率化することにより、介護認定申請の受理から認定結果確定に要するまでの期間の短縮を図り、市民への速やかな介護サービスの提供など住民サービスの向上を目的として実施するものである。

2 業務内容

- (1) 業務名 舞鶴市要介護認定事務支援 AI システム導入業務
- (2) 業務の仕様等 別添「舞鶴市要介護認定事務支援 AI システム導入業務 仕様書」
(以下、「仕様書」という。) のとおり
- (3) 履行期限 システム導入：契約締結の日から令和 7 年 3 月 31 日まで
- (4) 提案上限額 25,300,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
 - ※1) 提案上限額は、導入に係る一時経費及び 60 か月のシステム利用料等をして算出したものである。
 - ※2) 令和 6 年度のインシャルコストの上限額は、5,500,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。
 - ※3) 提案上限額は契約（予定）金額を示すものではなく、業務提案内容の規模を示すためのものである。なお、上限を上回る金額で見積もりを行ったときは失格となる。
 - ※4) 今回の見積もりは、プロポーザルの審査に用いるためのものであり契約時においては、提出された金額を基本とし、特定者と詳細な業務内容及び契約条件について協議し、合意に至った後、契約を締結する。
 - ※5) 令和 6 年度分はデジタル田園都市国家構想交付金を活用予定のため、交付金対象に応じた内容で提案すること。
- (5) 担当課 舞鶴市福祉部高齢者支援課 電 話 0773-66-1012
F A X 0773-62-7957

3 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たし、かつ 4 に掲げる入札参加資格の確認を受けた者のみ参加できます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 舞鶴市物品及び役務の供給等に係る競争入札参加資格等に関する要綱（昭和 63 年告示第 9 号）による令和 6 年度競争入札参加資格を有する者であること。

- (3) 申請書提出期限日から落札決定までの間において、舞鶴市入札参加停止に関する要綱（平成 30 年告示第 34 号）に基づく入札参加資格の停止（以下「入札資格停止」という。）の期間中でない者であること。
- (4) 申請書提出期限日から落札決定までの間において、舞鶴市契約に関する暴力団等排除措置要綱（平成 24 年告示第 171 号）に基づく入札参加等除外措置を受けていない者であること。
- (5) 申請書提出期限日以前 6 か月から落札決定までの間において、手形交換所で不渡手形若しくは不渡り小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- (6) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条又は第 644 条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条第 1 項又は第 19 条第 1 項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。）でないこと。

4 スケジュール

① 質問書の提出期限	令和 6 年 10 月 1 日（火）正午 必着
② 質問に対する回答	令和 6 年 10 月 2 日（水）
③ 参加申込書類の提出期限	令和 6 年 10 月 7 日（月）正午 必着
④ 参加資格確認通知	令和 6 年 10 月 8 日（火）
⑤ 企画提案書類の提出期限	令和 6 年 10 月 23 日（水）17 時 必着
⑥ 審査の実施（予定）	令和 6 年 10 月 29 日（火）
⑦ 審査結果の通知（予定）	令和 6 年 11 月上旬頃

5 提出書類

(1) 参加申込書類

ア 参加申込書（様式 1）

イ 事業者の概要を説明したパンフレット・リーフレット等

(2) 企画提案書類

企画提案書の審査は匿名で行うため、5（4）に定める企画提案書の副本の内容には、参加者が特定できる名称・記号・商標等を記載しないこと。

ア 企画提案書（様式 2 に企画提案書（任意様式）を付し提出すること）

※企画提案書は、表紙・目次を除き、30 ページ以内とする。

A3 サイズ等の仕様も認めるが、A4 サイズを 1 ページとしてカウントする。

A サイズ等を使用する場合は A4 サイズに折りたたんで提出すること。

別紙「舞鶴市要介護認定事務支援 AI システム導入業務プロポーザル評価基準」の評価項目順に記載すること

- イ 見積書（様式3に見積内訳書(任意様式)を添付すること）
 - ※見積内訳書は、システム導入に係るイニシャルコスト(システム導入、初期設定、運用テスト、職員研修等)及びランニングコスト（システム利用料、保守料等）を区分して記載すること
 - ※ランニングコストに係る保守内容については以下のとおり、
 - ①電話及びメールで対応できるサポート窓口を設置すること。
サポート窓口の受付は、9時～17時(土日祝日、年末年始を除く)で対応できること。
 - ②障害等緊急時の本市への連絡体制が整っていること。

(3) 提出にかかる留意事項

- ア 応募1事業者につき、申請は1件とする。
- イ 提出された書類に虚偽又は不正があった場合は失格とする。
- ウ 提出された書類の内容変更はできない。
- エ 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。
- オ 提出方法は、持参又は郵送とし、郵送の場合は提出期限必着とする。

(4) 提出部数

- ア 参加申込書 ・ ・ ・ 2部（正本1部、副本1部）
- イ 企画提案書類 ・ ・ ・ 7部（正本1部、副本6部）及びPDF等のデータ提出

(5) 提出様式

様式に定めのあるものについては、舞鶴市ホームページからダウンロードして入手すること。

- ※ 舞鶴市ホームページ「しごと・産業」－「入札・契約・工事施工」
－ 「公告（プロポーザル・簡易公募等）」に掲載。

(6) 応募に関する質問

企画提案書に関する質疑については、以下の手順により受け付ける。

- ア 受付期限 令和6年10月1日（火）正午まで
- イ 質問は所定の質問書（様式4）により、メールにて受け付けるものとする。
- ウ 質問の際は、メールの表題の冒頭に「プロポーザルに関する質問」の文字を入れること。
- エ 質問に対する回答は、舞鶴市ホームページにて質問とともに公表する。

6 選定方法等

- (1) 評価基準 別添「舞鶴市 要介護認定事務支援 AI システム導入業務プロポーザル 評価基準」のとおり
- (2) 審査方法 提出された書類について、舞鶴市 要介護認定事務支援 AI システム導入業務プロポーザル評価委員会（以下、評価委員会）が（1）の評価基準に基づき審査する。
なお、審査は非公開とし、審査結果に対する異議申し立てはできないこととする。
- (3) プレゼン審査
 - ア 開催日 令和6年10月29日（火）（予定）
 - イ 開催形式 WEB 会議でのプレゼンテーション形式

ウ 説明事項 審査項目を中心とした内容の説明を行うこと

エ プレゼン時間 30 分以内（提案説明・操作説明 20 分、質疑応答 10 分）

- ・審査基準の順に説明してください。
- ・時間が限られているので、システムの操作性など、提案書類にないものを中心に説明してください。

（４）特定者の選定及び結果通知

ア 失格者を除いた者のうち、（２）の総合点が最も高い者を契約の相手方の候補者（以下「特定者」という。）として選定する。

イ 最高点の者が複数の場合は、金額の安価な者を特定者とする。なお、金額が同額の場合については、くじ引きにより特定者を選定する。

ウ ア・イに関わらず、総合点が 59 点未満の場合は、特定者として選定しない。
また、プロポーザル参加者 1 者のみの場合であっても、総合得点が 59 点以上でかつ評価委員会が適当と評価した場合は、その者を特定者とする。

エ 審査の結果については、文書により審査対象者全員に通知するとともにホームページに公表する。

（５）失格要件

以下の場合には、評価委員会において審査の上、失格になることがある。

ア 企画提案書に虚偽の記載・申告がある場合

イ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

ウ 見積金額が提案上限額を超過している場合

エ その他、評価委員会において不適当と認められた場合

7 その他

（１）提案に要する費用は、全て提案者の負担とする。

（２）提出された企画提案書は返却しない。

（３）提出された書類等は必要に応じて複写する。

なお、使用は市役所内及び評価委員会での使用に限る。

（４）提出された書類（参加申込書類）は情報公開の請求により、舞鶴市情報公開条例に基づき開示することがある。

（５）審査の結果によっては、特定者を特定せず、本手続きを終了する場合がある。

8 担当課・提出先

〒625-8555 京都府舞鶴市字北吸 1044 番地

舞鶴市 福祉部 高齢者支援課 松永

電話 0773-66-1012

Email kourei @city.maizuru.lg.jp